

福島県立医科大学附属病院複合型歯科医師臨床研修プログラム

1. 研修プログラムの名称

福島県立医科大学附属病院複合型歯科医師臨床研修プログラム

2. 臨床研修管理委員会の名称

福島県立医科大学附属病院歯科医師臨床研修管理委員会

3. 研修歯科医定員

2名

4. 研修期間

1年間

- * 歯科医師臨床研修（必修化研修）終了後、さらに1年間の歯科医師臨床研修アドバンスコースを設ける。

5. 参加施設の概要

管理型臨床研修施設

施設名	福島県立医科大学附属病院
所在地	福島県福島市光が丘1番地
臨床研修施設長	村川 雅洋（歯科医師臨床研修管理委員会委員長）
研修プログラム責任者	長谷川 博（歯科医師臨床研修管理委員会副委員長）
副研修プログラム責任者	菅野 寿

協力型臨床研修施設

施設名	財団法人大原総合病院 歯科口腔外科
所在地	福島県福島市大町6-1-1
臨床研修施設長	佐藤 勝彦
事務部門の責任者	小野 智浩

協力型臨床研修施設

施設名	医療法人こわた歯科医院
所在地	福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字田中前1番地
臨床研修施設長	木幡 瑞秋
事務部門の責任者	木幡 瑞秋

協力型臨床研修施設

施設名	松本歯科医院
所在地	福島県南相馬市原町区錦町1丁目8-1番
臨床研修施設長	松本 断
事務部門の責任者	松本 断

協力型臨床研修施設

施設名	長峯歯科医院
-----	--------

所在地	福島県会津若松市住吉町2-2-19
臨床研修施設長	長峯 岳司
事務部門の責任者	長峯 岳司

協力型臨床研修施設

施設名	医療法人渡部会 一箕歯科医院
所在地	福島県会津若松市一箕町大字鶴賀字下居舎5-6-1
臨床研修施設長	渡部 好造
事務部門の責任者	渡部 好造

6. 臨床研修の到達目標

目標は、患者中心の全人的医療を理解し、すべての歯科医師に求められる基本的な診療能力（態度、技能及び知識）を身に付け、生涯研修の第一歩とする。

すなわち、

- ① 歯科医師として好ましい態度・習慣を身に付け、患者及び家族とのよりよい人間関係を確立する。
- ② 全人的な視点から得られた医療情報を理解し、それに基づいた総合治療計画を立案する。
- ③ 歯科疾患と障害の予防及び治療における基本的技能を身に付ける。
- ④ 一般的によく遭遇する応急措置と、頻度の高い歯科治療処置を確実に実施する。
- ⑤ 歯科診療時の全身的偶発事故に適切に対応する。
- ⑥ 自ら行った処置の経過を観察、評価し、診断と治療に常にフィードバックする態度・習慣を身に付ける。
- ⑦ 専門的知識や高度先進的歯科治療に目を向け、生涯研修の意欲への動機付けをする。
- ⑧ 歯科医師の社会的役割を認識し、実践する。

7. 研修プログラムの特徴

この研修プログラムでは、福島県立医科大学附属病院（以下「当院」という。）を管理型臨床研修病院とし、協力型臨床研修施設である地域の協力病院、診療所によりグループを形成し、研修歯科医の受入れを行う。

8. 研修プログラムの管理・運営組織

研修の最終責任者は、当院の病院長であり、研修修了の認定は病院長が行う。

病院長のもとに、歯科医師臨床研修管理委員会を設置する。

(1) 委員会は、次の事項を行うこととする。

- ア 歯科医師臨床研修プログラムの全体的な管理
- イ 研修歯科医の全体的な管理
- ウ 研修歯科医の研修状況の評価
- エ 採用時における歯科医師研修希望者の評価
- オ 研修後及び中断後の進路について、相談等の支援を行うこと

(2) 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- ア 病院長
- イ 歯科口腔外科部長
- ウ 麻酔・疼痛緩和科部長
- エ 事務部長
- オ プログラム責任者
- カ 協力型臨床研修施設の研修実施責任者
- キ その他病院長が必要と認める者

9. 研修歯科医の募集

歯科医師臨床研修プログラムを公開し、全国的に公募する。応募の窓口は、医療人育成・支援センターとする。

(1) 定員2名

(2) 研修歯科医の選抜方法について

歯科医師臨床研修管理委員会が、面接と書類審査を行う。採否は、実施機関の組み合わせ（マッチング）の決定を待って決定する。

10. 研修プログラムについて

基本習熟コースと基本習得コースに分ける。

「基本習熟コース」においては、研修歯科医自らが確実に実践できることが基本である。個々の歯科医師が患者の立場に立った歯科医療を実践できるようになるために、基本的な歯科医療に必要な臨床能力を身に付ける。

「基本習得コース」においては、生涯にわたる研修を行うために、本コースを臨床経験することで、より広範囲の歯科医療、態度、技能を習得する。協力型臨床研修施設での地域歯科医療、社会保険診療の取り扱い、コ・デンタルスタッフとの連携などについても学習する。

A) 歯科医師臨床研修 「基本習熟コース」

個々の歯科医師が患者の立場に立った歯科医療を実践できるようになるために、基本的な歯科診療に必要な臨床能力を身に付ける。

(1) 医療面接

【一般目標】

患者中心の歯科診療を実施するために、医療面接についての知識、態度及び技能を身に付け実践する。

【行動目標】

- ① コミュニケーションスキルを実践する。
- ② 病歴（主訴、現病歴、既往歴及び家族歴）聴取を的確に行う。
- ③ 病歴を正確に記録する。
- ④ 患者の心理・社会的背景に配慮する。
- ⑤ 患者・家族に必要な情報を十分に提供する。

- ⑥ 患者の自己決定を尊重する（インフォームドコンセントの構築）。
- ⑦ 患者のプライバシーを守る。
- ⑧ 患者の心身におけるQOL（Quality of Life）に配慮する。
- ⑨ 患者教育と治療への動機付けを行う。

（2）総合診療計画

【一般目標】

効果的で効率の良い歯科診療を行うために、総合治療計画の立案に必要な能力を身に付ける。

【行動目標】

- ① 適切で十分な医療情報を収集する。
- ② 基本的な診察・検査を実践する。
- ③ 基本的な診察・検査の所見を判断する。
- ④ 得られた情報から診断する。
- ⑤ 適切と思われる治療法及び別の選択肢を提示する。
- ⑥ 十分な説明による患者の自己決定を確認する。
- ⑦ 一口腔単位の治療計画を作成する。

（3）予防・治療基本技術

【一般目標】

歯科疾患と機能障害を予防・治療・管理するために、必要な基本的技術を身に付ける。

【行動目標】

- ① 基本的な予防法の手技を実施する。
- ② 基本的な治療法の手技を実施する。
- ③ 医療記録を適切に作成する。
- ④ 医療記録を適切に管理する。

（4）応急処置

【一般目標】

一般的な歯科疾患に対処するために、応急処置を要する症例に対して、必要な臨床能力を身に付ける。

【行動目標】

- ① 疼痛に対する基本的な治療を実践する。
- ② 歯、口腔及び顎顔面の外傷に対する基本的な治療を実践する。
- ③ 修復物、補綴装置等の脱離と破損及び不適合に対する適切な処置を実践する。

（5）高頻度治療

【一般目標】

一般的な歯科疾患に対処するために、高頻度に遭遇する症例に対して、必要な臨床能力を身に付ける。

【行動目標】

- ① う蝕の基本的な治療を実践する。
- ② 歯髄疾患の基本的な治療を実践する。
- ③ 歯周疾患の基本的な治療を実践する。
- ④ 抜歯の基本的な処置を実践する。
- ⑤ 咬合・咀嚼障害の基本的な治療を実践する。

(6) 医療管理

【一般目標】

歯科医師の社会的役割を果たすため、必要となる医療管理に関する能力を身に付ける。

【行動目標】

- ① 保険診療を実践する。
- ② チーム医療を実践する。

(7) 地域医療

【一般目標】

歯科診療を適切に行うために地域医療についての知識、態度及び技能を習得する。

【行動目標】

- ① 地域医療に参画する。
- ② 地域歯科保健活動を説明する。
- ③ 歯科訪問診療を説明する。
- ④ 歯科訪問診療を体験する。
- ⑤ 医療連携を説明する。

(8) 救急処置

【一般目標】

歯科診療を安全に行うために、必要な救急処置に関する知識、態度及び技能を習得する。

【行動目標】

- ① バイタルサインを観察し、異常を評価する。
- ② 服用薬剤の歯科診療に関連する副作用を説明する。
- ③ 全身疾患の歯科診療上のリスクを説明する。
- ④ 歯科診療時の全身的合併症への対処法を説明する。
- ⑤ 一次救命処置を実践する。
- ⑥ 二次救命措置の対処法を説明する。

B) 歯科医師臨床研修 「基本習得コース」

生涯にわたる研修を行うために、より広範囲の歯科医療について知識、態度及び技能を習得する態度を養う。

(1) 医療安全・感染予防

【一般目標】

円滑な歯科診療を実施するために、必要な医療安全・感染予防に関する知識、態度及び技能を習得する。

【行動目標】

- ① 医療安全対策を説明する。
- ② アクシデント及びインシデントを説明する。
- ③ 医療過誤について説明する。
- ④ 院内感染対策（Standard Precautionsを含む）を説明する。
- ⑤ 院内感染対策を実践する。

(2) 経過評価管理

【一般目標】

自ら行った治療の経過を観察評価するために、診断及び治療に対するフィードバックに必要な知識、態度及び技能を習得する。

【行動目標】

- ① リコールシステムの重要性を説明する。
- ② 治療の結果を評価する。
- ③ 予後を推測する。

(3) 予防・治療技術

【一般目標】

生涯研修のために必要な専門的知識や高度先進的技術を理解する。

【行動目標】

- ① 専門的な分野の情報を収集する。
- ② 専門的な分野を体験する。
- ③ POS（Problem Oriented System）に基づいた医療を説明する。
- ④ EBM（Evidence Based Medicine）に基づいた医療を説明する。

(4) 医療管理

【一般目標】

適切な歯科診療を行うために、必要となるより広範囲な歯科医師の社会的役割を理解する。

【行動目標】

- ① 歯科医療機関の経営管理を説明する。
- ② 常に、必要に応じた医療情報の収集を行う。
- ③ 適切な放射線管理を実践する。
- ④ 医療廃棄物を適切に処理する。

C) 歯科医師臨床研修計画

歯科医師臨床研修計画は、研修歯科医の選択権を尊重しながら、統一プログラムで、ローテート研修を実施する。研修ローテートの順序は、各研修歯科医により異なる。

ア はじめに、当院歯科口腔外科 4か月（入門コース、全員）

イ 4か月後、協力型臨床研修施設である地域の臨床研修病院歯科口腔外科及び歯科診療所のうち1つの施設を4か月ごとに研修する。1年目の研修協力施設での研修は、原則として8か月とする。

4～ 7月	8～ 11月	12月～ 3月
当院歯科口腔外科 4か月 (入門コース、全員)	協力型臨床研修施設 に分散して研修	協力型臨床研修施設 に分散して研修

*参考：歯科医師臨床研修（必修化研修）終了後、さらに1年間の歯科医師臨床研修アドバンスコースをもうける。

歯科口腔外科研修（6か月）	麻酔科研修（6か月）
---------------	------------

※ 研修施設の選択は、原則として、研修歯科医の希望を尊重するが、必ずしも希望に添えないこともある。

11. 研修指導体制

研修歯科医は研修期間中、歯科医師臨床研修管理委員会において管理する。

(1) プログラム責任者

プログラム責任者は、研修プログラムの企画立案及び実施の管理並びに研修歯科医に対する助言、指導その他の援助を行う。

(2) 指導歯科医

指導歯科医は、プライマリ・ケアを中心とした指導を行える十分な能力を有する者とする。また、指導歯科医1人が受け持つ研修歯科医は、2名までとする。

12. 臨床研修の評価

研修歯科医は、常時臨床研修手帳を携帯し、歯科医師臨床研修の記録をする。

1年間の歯科医師臨床研修（必修化研修）終了時に歯科医師臨床管理委員会が研修手帳などで総合的な評価を行い、病院長に上申する。

病院長は研修を修了したと認定された研修歯科医に対して、病院長名で歯科医師臨床研修修了認定証を授与する。

13. 研修終了後

歯科医師臨床研修（必修化研修）終了後、1年間の歯科医師臨床研修アドバンスコースを経て歯科口腔外科専門医コースと大学院コースへ進むことができる。

歯科口腔外科専門医コースは、更なる口腔外科臨床医の養成を目的とする4年間の臨床研修プログラムである。

14. 研修歯科医の身分・処遇

1) 身分：研修歯科医（非常勤職員）

2) 給与

① 給料：日額14,000円（月額238,000円）

② 通勤手当

③ 宿日直手当（1回20,000円）

3) 勤務を要する日

① 1週間につき5日以内

② 1週間につき30時間以内

③ 1か月につき17日以内

4) 年次有給休暇

委嘱期間が1年間の場合は10日間、6か月の場合は5日間

5) 社会保険：健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働者災害保険

※ 院外での研修期間中は、各協力型臨床研修施設の処遇となります。